

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《厚生年金基金関連》

平成22年7月22日

指定基金健全化計画承認基準等の改正案について

厚生労働省より、「昨今の厚生年金基金を取り巻く状況を踏まえ、厚生年金基金の負担軽減等の観点から、指定基金制度に係わる手続きを整理し、指定基金健全化計画承認基準等を見直すことを予定している」との連絡がありましたので、ご案内いたします。

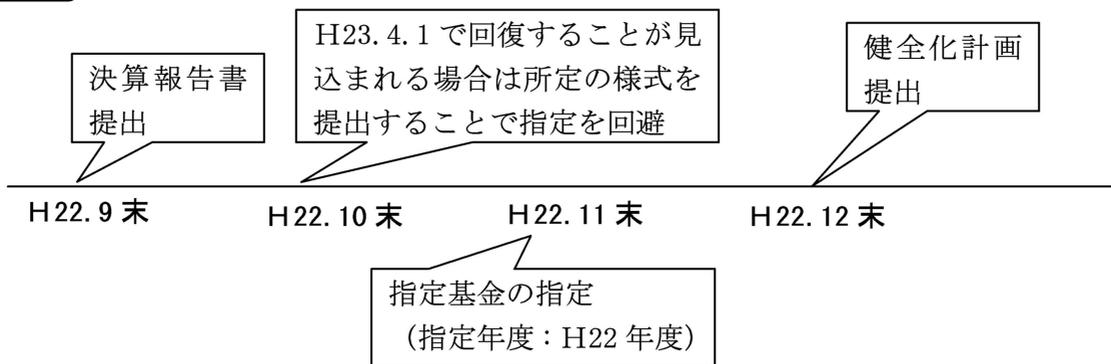
予定されている主な改正点は以下の通りです。なお、今後パブリックコメント手続きが行われる予定です。

	現行	改正案
指定対象基金	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 厚生労働大臣が指定基金に指定する日の属する年度（以下「指定年度」という）の前3事業年度の決算において連続して純資産額が最低責任準備金の9割を下回っている基金が該当する。 （指定年度以降の決算において純資産額が最低責任準備金の9割以上となれば解除される。） ◇ ただし、解散の方向性について代議員会の議決後、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課との協議を経た上で、解散の認可に必要な手続きの準備に着手している基金は対象から除外する。 ◇ 健全化計画の期首において、純資産額が最低責任準備金の9割以上となることが見込まれる基金も対象から除外する。 （「健全化計画実施予定年度における純資産額等の確認」を10月末までに提出する必要あり。） 	<p>⇒ 現行通り</p> <p>⇒ <u>除外対象としない</u></p> <p>⇒ 当該基金については一旦指定し、指定年度の12月末時点の<u>実績</u>で回復している場合には、当該積立状況を示す書類を2月末までに提出することにより、指定を解除することとする。 この場合、健全化計画の提出は不要とする。</p>
健全化計画	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 最低責任準備金の9割を最低限確保することを目標とし、指定年度の翌年度以降5年度の健全化計画を提出しなければならない。（また、指定を受けている間、健全化計画の実施状況の報告が必要。） 	<p>⇒ 現行通り</p>

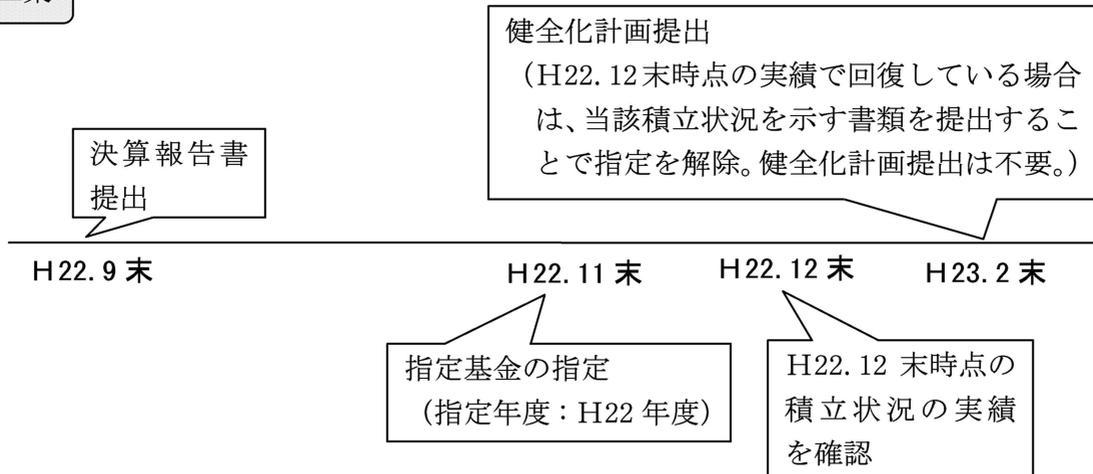
	<p>◇ 提出期限：指定年度の<u>12月末</u></p> <p>◇ 最低責任準備金の予測に用いる利回り ： 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</p>	<p>⇒ 指定年度の<u>2月末</u>（承認期限までが短期間となるため事前相談を可能とする）</p> <p>⇒ <u>直近の過去5事業年度の実績の平均</u>又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りの<u>いずれか</u></p>
--	--	--

【平成19・20・21年度決算で純資産額<最低責任準備金の9割となった場合のスケジュール】

現行



改正案



【掛金引上げの猶予を適用している場合】

指定基金に指定され、健全化計画において掛金を引き上げる必要がある場合、平成24年3月までは掛金引上げを猶予し、平成24年4月以降に掛金を引き上げる前提で健全化計画を策定することも可能と厚生労働省より回答を得ております。この際、平成24年4月以降の掛金を予め規約に定める必要はありません。

<ご照会先>

りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211
大阪 06-6268-1834

以上